

【様式 2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	理財部 管財課
------	---------

事案番号	12221
実施事案名	松山市新庁舎整備基本構想（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>松山市庁舎は、本館が昭和40年代に、別館と第3別館、第4別館が昭和30年代に建設され、建設から約60年が経過しています。</p> <p>令和元年に庁舎の劣化調査を実施し、本館は設備機器の改修で継続して使用できるものの、別館と第3別館、第4別館は大規模改修や建て替えの検討が必要とされました。また、行政需要の多様化で執務スペースが狭くなるほか、ユニバーサルデザインやバリアフリーへの対応が求められ、庁舎が分散しているため、手続の利便性や職員の業務効率に影響しているとされました。</p> <p>それらを改善し、行政サービスをさらに高めるよう、将来的に建て替えが必要になる本館を含め、庁舎全体のあり方を整理して検討した基本構想を策定するものです。</p>
策定根拠となる法令等	
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和5年5月22日（月）
------------	--------------